

旧優生保護法下における優生手術等に対する適切な補償等を求める決議

2018年（平成30年）1月30日、仙台地方裁判所に、1948年（昭和23年）に成立した優生保護法（以下「旧優生保護法」という。）のもと強制不妊手術の被害にあった女性を原告とする国家賠償請求訴訟が提起された。また、5月17日には、仙台、東京、札幌の各地方裁判所に第二次提訴がなされ、6月28日には、札幌及び熊本地方裁判所に第三次提訴がなされた。続けて、9月28日には、宮城県在住の60代の女性が仙台地方裁判所に、二組の聴覚障がいのある夫婦が神戸地方裁判所に、70代の後天性の知的障がいのある女性が大阪地方裁判所にそれぞれ第四次提訴を行っている。

旧優生保護法は、人口過剰問題やヤミ堕胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止することを主な目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶を認めていた。厚生労働省によると、1996年（平成8年）に母体保護法に改正されるまでの48年間に、本人の同意によらない優生手術は全国で約1万6500件、一応同意があったとされるもののうち、遺伝性疾患等を理由とするものも含めると、約2万5000件の優生手術が行われたとされている。

旧優生保護法は、障がい者を差別する優生思想を排除するため、法律名を母体保護法に改正するとともに、「不良な子孫の出生防止」に関する条文や遺伝性精神疾患等を理由としていた優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶に関する規定を削除した。しかしながら、旧優生保護法に基づき強制的に優生手術等をされた被害者に対する謝罪や補償に関しては、何らの措置も取られず、実態調査さえ行われなかった。その後、日本政府に対して、国連の国際人権（自由権）規約委員会から3度にわたり、女性差別撤廃委員会からも2016年（平成28年）に、いずれも対象者に対する補償措置を求める勧告がなされたが、現在まで何らの謝罪も補償も行われないうままである。

旧優生保護法は、子どもを産み育てるかどうかを自らの自由な意思によって決定する幸福追求権としての自己決定権（憲法13条）を侵し、また、自然権的な権利としてすべての個人とカップルに保障されている、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利であるリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）を侵害するものである。のみならず、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという目的のため、遺伝性疾患、精神障

がい、知的障がい、ハンセン病等を有する人に対して、一定の要件の下で、優生手術及び人工妊娠中絶を実施することができるとしていたもので、これは、特定の疾患や障害があることを理由に、その人を「不良」とみなし、優生手術及び人工妊娠中絶の対象とするものであって、法の下での平等を保障する平等原則（憲法14条1項）に違反するものである。

現在、超党派による議員連盟や自民党・公明党によるワーキングチームが発足して、厚生労働省等に対して調査を行うよう働きかけているが、当時の資料の保存が杜撰であるため、被害の実態がどこまで明らかになるかは不透明である。また、超党派議員連盟が救済法案の素案を策定している。今後政府・与党とも協議しながら救済法案をまとめ、来年の通常国会での提出を目指すとしている。しかし、素案の内容については、救済対象の範囲や補償額、判定委員会の構成の問題などまだまだ解決すべき課題は多い。加えて、自ら進んで被害を訴えることが困難な人が多い被害者の申請を支援する仕組みが検討されていない。

日本弁護士連合会は、2017年（平成29年）2月16日、「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」を发出している。

当連合会は、国に対して、旧優生保護法下における優生手術や人工妊娠中絶等が、手術を受けた被害者の自己決定権及びリプロダクティブ・ライツを侵害し、遺伝性疾患、ハンセン病、障害等を理由とする差別であったことを認めて謝罪するとともに、1996年（平成8年）の母体保護法への改正後も謝罪及び補償を放置してきたことについて謝罪し、優生手術や人工妊娠中絶等により被害を受けた者に対する適切な補償に関する必要な事項を定めた救済法をすみやかに策定し、救済法の内容としては、当時の旧優生保護法の運用が杜撰であったことや年月の経過とともに証拠の収集が困難であることに鑑み、救済対象をできるだけ広くすることを求める。また、政府及び自治体に対して、旧優生保護法下において実施された優生手術や人工妊娠中絶等による被害の実態調査を積極的に行うとともに、自ら積極的に被害を名乗り出ることが困難である被害者に対しても、補償が受けられるよう実効性のある措置をとることを求める。

以上のとおり決議する。

2018年（平成30年）11月30日

近畿弁護士会連合会